

令和 6 年度 児童福祉施設等の指導監査等実績

1 3 月末時点の実施状況

区 分	指導監査等対象件数 (R6.4.1 時点)	実 績 (R7.3.31 時点)
保育所 (休止施設(1 件)を除く)	68	41
保育所型認定こども園	3	2
母子生活支援施設	1	1
幼保連携型認定こども園	13	11
小規模保育事業 A 型	46	31
認可外保育施設 (休止施設(4 件)を除く)	46	18
認可外保育施設(居宅訪問型) (休止施設(1 件)を除く)	11	8

2 指摘件数等内訳

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
保育所、保育所型認定こども園、 母子生活支援施設		44	19	32
施設の運 営管理体 制の確立	運営管理		5	0
	諸規程等の整備状況		2	2
	職員の配置状況		3	2
	財務管理の状況		0	18
職員確保 と職員処 遇の充実	労務管理		1	7
	職員の健康診断		1	5
	職員の確保及び資質向上		0	1
防災対策の 充実強化	非常災害対策の状況		0	16
	業務継続計画の策定等		0	0
入所者処 遇の充実	保育等の計画及び評価		4	10
	健康及び安全		9	4
	サービスの質の向上		0	0
	秘密保持等		0	0
	その他		0	0
	食事		0	4
	食事に関する衛生管理		0	5
入所者の生活 環境等の整備	衛生管理等		0	0
指摘件数合計			25	74

※ 文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したもの。以降同じ。

事業区分		指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
幼保連携型認定こども園		11	3	7
教育・保 育環境の 整備	設備基準		2	0
	学級編成		0	0
	教育・保育を行う期間・時間		0	0
	職員配置		0	0
	諸規程等の整備状況		0	1
	職員の確保・定着促進及び資質向上		0	4
教育・保 育内容	目標・全体的な計画		1	1
	指導計画・記録		2	0
	指導要録		0	0
	サービスの質の向上		0	1
	保護者に対する支援、子育て支援		0	0
	虐待その他不適切保育の防止及び対応		0	0
健康・安 全・給食	健康の保持増進		0	0
	事故防止・安全対策		0	4
	給食の適切かつ衛生的な提供		0	1
指摘件数合計			5	12

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
小規模保育事業 A 型	31	20	25
運営管理		9	0
職員の配置状況		6	1
重要事項に関する規定		2	2
会計		0	1
労働基準関係法規の遵守		2	3
職員の健康診断		2	1
職員の知識及び技能の向上等		0	2
非常災害対策		0	14
保育の計画及び評価		11	4
健康及び安全		5	6
苦情への対応		0	7
個人情報の保護		0	0
その他		0	0
食事		0	10
食事に関する衛生管理		0	0
衛生管理等		0	0
指摘件数合計		37	51

事業区分	指導監査等 実績件数	文書指摘件 数	その他指導 助言件数
認可外保育施設	26	8	6
保育に従事する者の数及び資格		0	0
保育室等の構造設備及び面積		0	0
非常災害に対する措置		0	1
保育室を 2 階以上に設ける場合の条件		0	0
保育内容		0	0
給食		0	0
健康管理・安全確保		7	1
利用者への情報提供		0	6
備える帳簿等		1	0
指摘件数合計		8	8

3 具体的指摘事項の代表事例（文書指摘事項のみ）

(1) 保育所、保育所型認定こども園、母子生活支援施設

- 運営管理
 - ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。
- 職員の配置状況
 - ・ 時間単位での保育士配置基準を満たすこと。
 - ・ 常時2名以上の保育士（施設長を除く）を配置すること。
- 労務管理
 - ・ 法定外控除を行う場合は、労働基準法第24条の労使協定を締結すること。
- 職員の健康診断
 - ・ 雇入時に健康診断を実施すること。
- 保育の計画及び評価
 - ・ 3歳未満児の個別指導計画が未作成のため、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえ3歳未満児の個別指導計画を作成すること。
 - ・ 障害のある子どもの個別指導計画が未作成のため、月の指導計画の中に位置付けて作成すること。
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。
- 健康及び安全
 - ・ 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、職員に対し安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的実施するとともに、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

(2) 幼保連携型認定こども園

- 設備基準
 - ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。
- 指導計画・記録
 - ・ 教育及び保育等の状況その他の運営の状況について自ら行った評価（自己評価）の結果を公表すること。

(3) 小規模保育事業 A 型

- 運営管理
 - ・ 設備の基準を遵守すること。

- ・ 施設の認可事項に変更がある場合は、保育企画課に変更の届出を行うこと。
- 職員の配置状況
 - ・ 時間単位での保育士配置基準を満たすこと。
- 労働基準関係法規の遵守
 - ・ 正規・非正規、常勤・非常勤に関わらず、雇用契約書、労働条件通知書等の文書を作成すること。
 - ・ 時間外労働については、労働基準法第 36 条の労使協定を締結し、労働基準監督署へ届出を行うこと。
- 職員の健康診断
 - ・ 雇入時に健康診断を実施すること。
- 保育の計画及び評価
 - ・ 保育所の保育方針や目標及び、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が計画的に構成され、かつ保育所での生活全体を通じて総合的に展開されるように、「全体的な計画」を作成すること。（計画の作成にあたっては、子どもや家庭の状況、地域の実態等を考慮した長期的見通しを立てるとともに、当該計画に基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、保育所が創意工夫して保育を行うことができる内容とすること。）
 - ・ 3 歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な指導計画を作成すること。
 - ・ 保育の内容等については、保育士等の自己評価結果を踏まえ、職員相互の話し合いを通じた評価（保育所の自己評価）を行うこと。なお、自己評価にあたっては、適切に評価の観点や項目等を設定するとともに、全職員による共通理解の下で行い、保育実践の改善に努めること。
- 健康及び安全
 - ・ 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を作成すること。
 - ・ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

(4) 認可外保育施設

- 健康管理・安全確保
 - ・ 健康診断を 1 年に 1 回受診すること。
 - ・ 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。
 - ・ 事故防止の観点から、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的の実施し、記録を残すこと。
 - ・ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に実技講習を受講すること。
- 備える帳簿等
 - ・ 届出事項に変更を生じた場合、変更の日から 1 月以内に市（保育企画課）に届け出ること。